

議案第 13 号

大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の給与に関して、国家公務員に準じた給与改定を実施することに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大口町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給）」を削る。

第12条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は町長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の2第2項中「前項の地域手当は、町長が規則で定める地域に在勤する職員に支給するものとし、その」を「地域手当の」に、「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」を「100分の8（規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合）」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係

第15条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第2項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「（以下この号において「運賃等相当額」という。）。」を「（次項において「運賃等相当額」という。）」に改め、ただし書を削り、同項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

第15条に次の1項を加える。

第15条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他町長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

- 3 -

ては、この額に100分の150を乗じて得た額) 」を削る。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第24条の2中「、第13条及び第14条」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条、第7条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20		212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21		213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22		215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23		216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24		218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25		220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26		221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27		223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28		224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29		225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30		226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31		227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32		228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33		230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34		231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35		232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36		233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37		234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38		235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39		236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40		237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41		238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42		239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43		239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44		240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45		241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46		242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47		242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48		243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49		243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50		244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	

51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			

	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前提任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料月 額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条、第7条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員 以外の職員		円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400
	2	187,400	228,500	248,700	281,100
	3	189,100	229,300	249,700	281,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500
	5	192,500	230,800	251,700	283,100
	6	194,200	231,600	252,900	283,700
	7	195,800	232,400	254,000	284,300
	8	197,400	233,200	255,000	284,900
	9	199,000	234,000	256,100	285,500
	10	200,500	234,700	257,100	286,100
	11	202,000	235,400	258,000	286,700
	12	203,500	236,100	258,500	287,200
	13	205,000	236,800	259,100	287,700
	14	206,500	237,400	259,500	288,200
	15	208,000	238,000	259,900	288,700
	16	209,500	238,600	260,400	289,100
	17	211,000	239,200	260,900	289,500
	18	212,400	239,800	261,400	289,900
	19	213,800	240,400	261,900	290,300
	20	215,200	240,900	262,500	290,700
	21	216,600	241,400	263,300	291,100
	22	217,700	241,900	263,900	291,500
	23	218,800	242,400	264,500	291,900
	24	219,900	242,900	265,300	292,300
	25	220,900	243,400	266,100	292,700
	26	221,800	243,900	266,800	293,100
	27	222,700	244,300	267,400	293,500
	28	223,600	244,800	268,200	293,900
	29	224,500	245,400	269,000	294,300
	30	225,300	245,900	269,700	294,800
	31	226,100	246,400	270,400	295,300
	32	226,900	246,800	271,100	295,800
	33	227,700	247,200	271,800	296,300
	34	228,400	247,700	272,500	296,800
	35	229,100	248,200	273,200	297,300
	36	229,800	248,600	273,900	297,800
	37	230,500	249,000	274,600	298,300
	38	231,100	249,500	275,300	299,000
	39	231,700	250,000	275,900	299,600
	40	232,300	250,400	276,500	300,300
	41	233,000	250,800	277,000	300,900
	42	233,500	251,300	277,500	301,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100
	44	234,500	252,200	278,500	302,600
	45	235,000	252,600	279,000	303,100
	46	235,400	253,000	279,500	303,700
	47	235,800	253,400	280,000	304,300
	48	236,200	253,800	280,400	304,900
	49	236,600	254,200	280,800	305,500
	50	236,900	254,600	281,300	306,200

51	237,200	255,000	281,700	306,900
52	237,500	255,400	282,200	307,600
53	237,800	255,800	282,600	308,200
54	238,100	256,200	283,100	308,900
55	238,400	256,600	283,600	309,600
56	238,700	257,000	284,100	310,200
57	238,900	257,300	284,600	310,800
58	239,200	257,700	285,200	311,500
59	239,500	258,100	285,800	312,200
60	239,700	258,400	286,400	312,800
61	239,900	258,700	287,000	313,300
62	240,200	259,100	287,600	313,800
63	240,500	259,500	288,200	314,400
64	240,700	259,800	288,800	315,000
65	240,900	260,100	289,300	315,600
66	241,200	260,400	289,800	316,000
67	241,500	260,700	290,300	316,500
68	241,700	260,900	290,800	317,000
69	241,900	261,100	291,300	317,300
70	242,200	261,400	291,800	317,800
71	242,500	261,700	292,200	318,300
72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	

	109		271,100	307,300	
	110		271,400	307,600	
	111		271,700	307,900	
	112		271,900	308,100	
	113		272,100	308,300	
	114		272,400	308,600	
	115		272,600	308,900	
	116		272,800	309,100	
	117		273,100	309,300	
	118		273,400	309,600	
	119		273,700	309,900	
	120		273,900	310,100	
	121		274,100	310,300	
	122		274,300	310,600	
	123		274,600	310,900	
	124		274,900	311,100	
	125		275,100	311,300	
	126		275,300	311,600	
	127		275,600	311,900	
	128		275,900	312,100	
	129		276,100	312,300	
	130		276,300		
	131		276,600		
	132		276,900		
	133		277,100		
	134		277,300		
	135		277,600		
	136		277,900		
	137		278,100		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600
備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。					

(大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大口町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「、第12条、第13条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において大口町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「と

する」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 第 1 条改正後の給与条例第 1 5 条の 2 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、町長が規則で定める。

附則別表（附則第２項関係）

号給の切替表

１ 行政職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１
１１	７	３	３	１	１
１２	８	４	４	１	１
１３	９	５	５	１	１
１４	１０	６	６	２	１
１５	１１	７	７	３	１
１６	１２	８	８	４	１
１７	１３	９	９	５	１
１８	１４	１０	１０	６	２
１９	１５	１１	１１	７	３
２０	１６	１２	１２	８	４
２１	１７	１３	１３	９	５
２２	１８	１４	１４	１０	６
２３	１９	１５	１５	１１	７
２４	２０	１６	１６	１２	８
２５	２１	１７	１７	１３	９
２６	２２	１８	１８	１４	１０
２７	２３	１９	１９	１５	１１
２８	２４	２０	２０	１６	１２
２９	２５	２１	２１	１７	１３
３０	２６	２２	２２	１８	１４
３１	２７	２３	２３	１９	１５
３２	２８	２４	２４	２０	１６
３３	２９	２５	２５	２１	１７
３４	３０	２６	２６	２２	１８
３５	３１	２７	２７	２３	１９
３６	３２	２８	２８	２４	２０
３７	３３	２９	２９	２５	２１
３８	３４	３０	３０	２６	２２
３９	３５	３１	３１	２７	２３
４０	３６	３２	３２	２８	２４
４１	３７	３３	３３	２９	２５
４２	３８	３４	３４	３０	２６
４３	３９	３５	３５	３１	２７
４４	４０	３６	３６	３２	２８
４５	４１	３７	３７	３３	２９
４６	４２	３８	３８	３４	３０
４７	４３	３９	３９	３５	３１
４８	４４	４０	４０	３６	３２
４９	４５	４１	４１	３７	３３
５０	４６	４２	４２	３８	３４
５１	４７	４３	４３	３９	３５

52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				

109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

2 行政職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49

54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	

110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
（初任給、昇給、昇格等の基準）	（初任給、昇給、昇格等の基準）
第6条 略	第6条 略
2・3 略	2・3 略
4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
5～8 略	5～8 略
（扶養手当）	（扶養手当）
第12条 略	第12条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
<u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(5) 重度心身障害者</u>	<u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(6) 重度心身障害者</u>
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」とい	3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親

新	旧
う。)については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。	族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は町長が規則で定める。</u>	
<u>第13条 削除</u>	<u>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受け</u>

新	旧
(地域手当) 第 1 3 条の 2 略 2 <u>地域手当の月額</u>は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 8</u> (規則で定める地域に在勤する職員にあっては、<u>1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で規則で定める割合</u>) を乗じて得た額とする。	<u>ている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から、その支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) 第 1 3 条の 2 略 2 <u>前項の地域手当は、町長が規則で定める地域に在勤する職員に支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とす</u>

新	旧
(住居手当) 第 1 4 条 略 (1) 略 (2) 第 1 5 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(町長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの 2・3 略 (通勤手当) 第 1 5 条 略 (1) 通勤のため、交通機関又は<u>有料の道路</u>(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第 2 項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 略 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額<u>(次項において「運賃等相当額」という。)</u>	る。 (住居手当) 第 1 4 条 略 (1) 略 (2) 第 1 5 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの 2・3 略 (通勤手当) 第 1 5 条 略 (1) 通勤のため、交通機関又は<u>有料の道路</u>(以下この項から第 2 項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第 2 項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 略 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額<u>(以下この号において「運賃等相当額」という。)</u>。

新	旧
(2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額

新	旧
4 略	3 略
5 略	4 略
6 略	5 略
7 <u>前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、町長が規則で定める。</u> (単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第15条の2 略	第15条の2 略
2 略	2 略
3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった</u> ことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他町長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u> <u>(任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。)</u> その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4 略 (管理職員特別勤務手当)	4 略 (管理職員特別勤務手当)
第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項	第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項

新	旧
において「週休日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して町長が規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において町長が規則で定める額 (2) 略 4 略 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と	において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において町長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額) (2) 略 4 略 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の6</u>」と

新	旧
<u>する。</u> 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第24条の2 第6条第1項から第8項まで、第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 <u>別表第1(第4条、第7条関係)</u> 略 <u>別表第2(第4条、第7条関係)</u> 略	<u>8.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u> 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第24条の2 第6条第1項から第8項まで、<u>第12条、第13条及び第14条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 <u>別表第1(第4条、第7条関係)</u> 略 <u>別表第2(第4条、第7条関係)</u> 略

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表（第２条関係）

新	旧
附 則 第３条 略 ２～６ 略 ７ 新条例第６条及び第１２条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ８ 略	附 則 第３条 略 ２～６ 略 ７ 新条例第６条、<u>第１２条、第１３条及び第１４条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ８ 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

令和 6 年人事院勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じた改正を実施するものです。

2 改正の概要

(1) 月例給（別表第 1、別表第 2）

主任級（3 級）から部長級（7 級）の初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げます。

(2) 昇給（第 6 条関係）

職員の昇給について、6 級以上の職員で勤務成績が標準である場合は 3 号給とする規定を廃止します。

(3) 扶養手当（第 12 条関係）

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額します。（2 年間で段階的に実施）

扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子	10,000 円	11,500 円	13,000 円

(4) 地域手当（第 13 条の 2 関係）

8 %（現行 3 %）に引き上げます。

(5) 通勤手当（第 15 条関係）

支給月額の限度額を 1 か月当たり 15 万円（現行 55,000 円）に引き上

げます。

(6) 単身赴任手当（第 15 条の 2）

新規採用職員を支給対象とします。

(7) 管理職員特別勤務手当（第 19 条の 2 関係）

支給対象時間を平日の午後 10 時から翌日の午前 5 時（現行 午前 0 時から午前 5 時）に拡大します。

(8) 期末勤勉手当（第 20 条及び第 21 条関係）

一般職	6 月期	12 月期	合計
期末手当	<u>1.25 月</u>	<u>1.25 月</u>	2.50 月
勤勉手当	<u>1.05 月</u>	<u>1.05 月</u>	2.10 月
うち定年前再任用 短時間勤務職員			
期末手当	<u>0.70 月</u>	<u>0.70 月</u>	1.40 月
勤勉手当	<u>0.50 月</u>	<u>0.50 月</u>	1.00 月

(9) 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む。）

住居手当を支給します。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

別表第1（第4条、第7条関係）

別紙1

行政職給料表（一）

職 員 の 区 分	3 級				4 級				5 級				6 級				7 級			
	改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前	
	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額	号 給	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	265,300	1	261,300	1	298,800	1	287,300	1	321,300	1	309,800	1	355,200	1	335,000	1	408,300	1	373,400
			2	262,300			2	288,900			2	311,500			2	336,900			2	376,000
			3	263,300			3	290,400			3	313,200			3	338,700			3	378,300
			4	264,300			4	291,900			4	314,700			4	340,500			4	380,500
	2	266,300	5	265,300	2	300,300	5	293,400	2	323,100	5	316,100	2	356,900	5	342,200	2	410,200	5	382,400
			6	266,300			6	294,900			6	317,400			6	343,900			6	384,700
			7	267,300			7	296,300			7	318,700			7	345,500			7	386,800
			8	268,300			8	297,600			8	320,000			8	347,200			8	388,800
	3	267,300	9	269,300	3	301,800	9	298,800	3	324,900	9	321,300	3	358,500	9	348,800	3	413,900	9	390,800
			10	270,300			10	300,300			10	323,100			10	350,500			10	393,100
			11	271,300			11	301,800			11	324,900			11	352,100			11	395,300
			12	272,300			12	303,200			12	326,600			12	353,700			12	397,500
	4	268,300	13	273,300	4	304,600	13	304,600	4	328,300	13	328,300	4	360,100	13	355,200	4	413,900	13	399,700
			14	274,300			14	305,700			14	330,000			14	356,900			14	402,000
			15	275,300			15	306,700			15	331,700			15	358,500			15	404,200
			16	276,400			16	307,900			16	333,400			16	360,100			16	406,500
	5	269,300	17	277,400	5	309,100	17	309,100	5	335,000	17	335,000	5	361,700	17	361,700	5	413,900	17	408,300
			18	278,700			18	310,700			18	336,700			18	363,500			18	410,200
			19	280,000			19	312,300			19	338,400			19	365,000			19	412,100
			20	281,200			20	313,900			20	340,000			20	366,600			20	413,900
	6	270,300	21	282,500	6	315,400	21	315,400	6	341,500	21	341,500	6	368,000	21	368,000	6	413,900	21	415,700
			22	283,800			22	317,000			22	343,100			22	369,600			22	417,500
			23	285,000			23	318,600			23	344,700			23	371,200			23	419,300
			24	286,200			24	320,200			24	346,200			24	372,700			24	421,100
	7	271,300	25	287,300	7	321,700	25	321,700	7	347,600	25	347,600	7	374,600	25	374,600	7	413,900	25	422,700
			26	288,500			26	323,400			26	349,300			26	376,500			26	424,200
			27	289,800			27	325,000			27	350,900			27	378,400			27	425,700
			28	291,100			28	326,600			28	352,500			28	380,200			28	427,200
	8	272,300	29	292,400	8	328,000	29	328,000	8	353,700	29	353,700	8	381,700	29	381,700	8	413,900	29	428,700
			30	293,400			30	329,700			30	355,200			30	383,500			30	430,000
			31	294,400			31	331,400			31	356,700			31	385,200			31	431,300
			32	295,500			32	333,000			32	358,200			32	386,800			32	432,500
	9	273,300	33	296,600	9	334,200	33	334,200	9	359,900	33	359,900	9	388,500	33	388,500	9	413,900	33	433,700
			34	297,800			34	336,100			34	361,700			34	389,900			34	435,000
			35	298,900			35	337,800			35	363,400			35	391,300			35	436,300
			36	300,100			36	339,400			36	365,100			36	392,700			36	437,500
	10	274,300	37	301,300	10	340,900	37	340,900	10	366,500	37	366,500	10	394,100	37	394,100	10	413,900	37	438,700
			38	302,600			38	342,500			38	367,800			38	395,300			38	439,500
			39	303,900			39	344,100			39	369,000			39	396,500			39	440,300
			40	305,200			40	345,700			40	370,400			40	397,500			40	441,100
	11	275,300	41	306,500	11	342,000	41	342,000	11	371,500	41	371,500	11	398,600	41	398,600	11	413,900	41	441,700
			42	307,800			42	344,200			42	372,400			42	399,800			42	442,300
			43	309,100			43	346,300			43	373,400			43	400,900			43	443,000
			44	310,400			44	348,400			44	374,500			44	402,000			44	444,000
	12	276,400	45	311,700	12	349,100	45	349,100	12	372,000	45	372,000	12	400,000	45	402,000	12	413,900	45	444,200
			46	313,000			46	351,200			46	373,100			46	403,000			46	445,000
			47	314,300			47	353,300			47	374,200			47	404,100			47	445,400
			48	315,400			48	355,400			48	375,300			48	405,200			48	446,100
	13	277,400	49	316,300	13	350,000	49	350,000	13	378,700	49	378,700	13	405,400	49	405,400	13	413,900	49	446,600
			50	317,600			50	352,100			50	379,800			50	406,500			50	447,000
			51	318,900			51	354,200			51	380,900			51	407,600			51	447,400
			52	320,200			52	356,300			52	381,000			52	408,700			52	447,800
	14	278,700	53	321,400	14	351,000	53	351,000	14	379,500	53	379,500	14	408,400	53	408,400	14	413,900	53	449,

456	56	329,700	60	329,700	52	369,600	60	369,600	52	386,200	60	386,200	48	409,300	60	409,300	44	450,600	60	450,600
	57	330,400	61	330,400	53	370,000	61	370,000	53	386,600	61	386,600	49	409,500	61	409,500	45	450,900	61	450,900
	58	331,300	62	331,300	54	370,600	62	370,600	54	387,200	62	387,200	50	409,800	62	409,800				
	59	332,000	63	332,000	55	371,300	63	371,300	55	387,800	63	387,800	51	410,100	63	410,100				
	60	332,800	64	332,800	56	372,000	64	372,000	56	388,300	64	388,300	52	410,400	64	410,400				
	61	333,600	65	333,600	57	372,300	65	372,300	57	388,700	65	388,700	53	410,600	65	410,600				
	62	334,000	66	334,000	58	373,000	66	373,000	58	389,300	66	389,300	54	410,900	66	410,900				
	63	334,600	67	334,600	59	373,700	67	373,700	59	389,900	67	389,900	55	411,200	67	411,200				
	64	335,300	68	335,300	60	374,300	68	374,300	60	390,400	68	390,400	56	411,500	68	411,500				
	65	336,100	69	336,100	61	374,600	69	374,600	61	390,800	69	390,800	57	411,700	69	411,700				
	66	336,800	70	336,800	62	375,100	70	375,100	62	391,300	70	391,300	58	412,000	70	412,000				
	67	337,500	71	337,500	63	375,700	71	375,700	63	391,800	71	391,800	59	412,300	71	412,300				
	68	338,100	72	338,100	64	376,300	72	376,300	64	392,400	72	392,400	60	412,500	72	412,500				
	69	338,600	73	338,600	65	376,600	73	376,600	65	392,700	73	392,700	61	412,700	73	412,700				
	70	339,200	74	339,200	66	377,200	74	377,200	66	393,100	74	393,100	62	413,000	74	413,000				
	71	339,700	75	339,700	67	377,900	75	377,900	67	393,500	75	393,500	63	413,300	75	413,300				
	72	340,300	76	340,300	68	378,500	76	378,500	68	393,900	76	393,900	64	413,500	76	413,500				
	73	340,600	77	340,600	69	378,900	77	378,900	69	394,200	77	394,200	65	413,700	77	413,700				
	74	341,100	78	341,100	70	379,400	78	379,400	70	394,500	78	394,500	66	414,000	78	414,000				
	75	341,500	79	341,500	71	380,000	79	380,000	71	394,800	79	394,800	67	414,300	79	414,300				
	76	341,900	80	341,900	72	380,500	80	380,500	72	395,000	80	395,000	68	414,500	80	414,500				
	77	342,300	81	342,300	73	381,000	81	381,000	73	395,200	81	395,200	69	414,700	81	414,700				
	78	342,800	82	342,800	74	381,600	82	381,600	74	395,500	82	395,500	70	415,000	82	415,000				
	79	343,300	83	343,300	75	382,100	83	382,100	75	395,800	83	395,800	71	415,300	83	415,300				
	80	343,800	84	343,800	76	382,400	84	382,400	76	396,000	84	396,000	72	415,500	84	415,500				
	81	344,100	85	344,100	77	382,800	85	382,800	77	396,200	85	396,200	73	415,700	85	415,700				
	82	344,500	86	344,500	78	383,300	86	383,300	78	396,500	86	396,500								
	83	344,900	87	344,900	79	383,700	87	383,700	79	396,800	87	396,800								
	84	345,300	88	345,300	80	384,100	88	384,100	80	397,000	88	397,000								
	85	345,600	89	345,600	81	384,500	89	384,500	81	397,200	89	397,200								
	86	346,000	90	346,000	82	385,000	90	385,000	82	397,500	90	397,500								
	87	346,400	91	346,400	83	385,400	91	385,400	83	397,800	91	397,800								
	88	346,800	92	346,800	84	385,800	92	385,800	84	398,000	92	398,000								
	89	347,000	93	347,000	85	386,100	93	386,100	85	398,200	93	398,200								
	90	347,400	94	347,400																
	91	347,800	95	347,800																
	92	348,200	96	348,200																
	93	348,400	97	348,400																
	94	348,800	98	348,800																
	95	349,200	99	349,200																
	96	349,500	100	349,500																
	97	349,800	101	349,800																
	98	350,200	102	350,200																
	99	350,600	103	350,600																
	100	351,000	104	351,000																
	101	351,500	105	351,500																
	102	351,900	106	351,900																
	103	352,300	107	352,300																
	104	352,700	108	352,700																
	105	353,200	109	353,200																
	106	353,600	110	353,600																
	107	353,900	111	353,900																
	108	354,200	112	354,200																
	109	354,700	113	354,700																

行政職給料表（二）

職員の 区分	1 級				3 級				4 級			
	改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前	
	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円		円		円		円		円		円
	1	185,700	1	166,500	1	247,600	1	244,600	1	280,400	1	276,800
			2	167,700			2	245,400			2	277,800
			3	168,800			3	246,200			3	278,800
			4	169,900			4	246,900			4	279,700
			5	171,200	2	248,700	5	247,600	2	281,100	5	280,400
			6	172,400			6	248,700			6	281,100
			7	173,600			7	249,700			7	281,800
			8	174,800			8	250,700			8	282,500
			9	175,800	3	249,700	9	251,700	3	281,800	9	283,100
			10	177,000			10	252,900			10	283,700
			11	178,300			11	254,000			11	284,300
			12	179,500			12	255,000			12	284,900
			13	180,600	4	250,700	13	256,100	4	282,500	13	285,500
			14	181,800			14	257,100			14	286,100
			15	183,100			15	258,000			15	286,700
			16	184,400			16	258,500			16	287,200
	2	187,400	17	185,700	5	251,700	17	259,100	5	283,100	17	287,700
			18	187,400			18	259,500			18	288,200
			19	189,100			19	259,900			19	288,700
			20	190,800			20	260,400			20	289,100
			21	192,500	6	252,900	21	260,900	6	283,700	21	289,500
			22	194,200			22	261,400			22	289,900
			23	195,800			23	261,900			23	290,300
			24	197,400			24	262,500			24	290,700
			25	199,000	7	254,000	25	263,300	7	284,300	25	291,100
			26	200,500			26	263,900			26	291,500
			27	202,000			27	264,500			27	291,900
			28	203,500			28	265,300			28	292,300
			29	205,000	8	255,000	29	266,100	8	284,900	29	292,700
			30	206,500			30	266,800			30	293,100
			31	208,000			31	267,400			31	293,500
			32	209,500			32	268,200			32	293,900
	3	190,800	33	211,000	9	256,100	33	269,000	9	285,500	33	294,300
			34	212,400			34	269,700			34	294,800
			35	213,800			35	270,400			35	295,300
			36	215,200			36	271,100			36	295,800
			37	216,600	10	257,100	37	271,800	10	286,100	37	296,300
			38	217,700			38	272,500			38	296,800
			39	218,800			39	273,200			39	297,300
			40	219,900			40	273,900			40	297,800
			41	220,900	11	258,000	41	274,600	11	286,700	41	298,300
			42	221,800			42	275,300			42	299,000
			43	222,700			43	275,900			43	299,600
			44	223,600			44	276,500			44	300,300
	4	190,800	45	224,500	12	258,500	45	277,000	12	287,200	45	300,900
			46	225,300			46	277,500			46	301,500
			47	226,100			47	278,000			47	302,100
			48	226,900			48	278,500			48	302,600
			49	227,700	13	259,100	49	279,000	13	287,700	49	303,100
			50	228,400			50	279,500			50	303,700
			51	229,100			51	280,000			51	304,300
			52	229,800			52	280,400			52	304,900
			53	230,500	14	259,100	53	280,800	14	288,200	53	305,500
			54	231,100			54	281,300			54	306,200
			55	231,700			55	281,700			55	306,900
			56	232,300			56	282,200			56	307,600
	5	238,400	57	233,000	15	260,400	57	282,600	15	289,100	57	308,200
			58	233,500			58	283,100			58	308,900
			59	234,000			59	283,600			59	309,600
			60	234,500			60	284,100			60	310,200
			61	235,000	16	260,400	61	284,600	16	289,100	61	310,800
			62	235,400			62	285,200			62	311,500
			63	235,800			63	285,800			63	312,200
			64	236,200			64	286,400			64	312,800
			65	236,600	17	261,400	65	287,000	17	290,300	65	313,300
			66	236,900			66	287,600			66	313,800
			67	237,200			67	288,200			67	314,400
			68	237,500			68	288,800			68	315,000
	6	238,400	69	237,800	18	262,500	69	289,300	18	291,500	69	315,600
			70	238,100			70	289,800			70	316,000
			71	238,400			71	290,300			71	316,500
			72	238,700			72	290,800			72	317,000

57	238,900	73	238,900	69	291,300	73	291,300	69	317,300	73	317,300
58	239,200	74	239,200	70	291,800	74	291,800	70	317,800	74	317,800
59	239,500	75	239,500	71	292,200	75	292,200	71	318,300	75	318,300
60	239,700	76	239,700	72	292,600	76	292,600	72	318,700	76	318,700
61	239,900	77	239,900	73	293,000	77	293,000	73	318,900	77	318,900
62	240,200	78	240,200	74	293,400	78	293,400	74	319,200	78	319,200
63	240,500	79	240,500	75	293,800	79	293,800	75	319,400	79	319,400
64	240,700	80	240,700	76	294,200	80	294,200	76	319,700	80	319,700
65	240,900	81	240,900	77	294,600	81	294,600	77	320,000	81	320,000
66	241,200	82	241,200	78	295,000	82	295,000	78	320,300	82	320,300
67	241,500	83	241,500	79	295,400	83	295,400	79	320,600	83	320,600
68	241,700	84	241,700	80	295,900	84	295,900	80	320,800	84	320,800
69	241,900	85	241,900	81	296,200	85	296,200	81	321,000	85	321,000
70	242,200	86	242,200	82	296,700	86	296,700	82	321,300	86	321,300
71	242,500	87	242,500	83	297,200	87	297,200	83	321,600	87	321,600
72	242,700	88	242,700	84	297,700	88	297,700	84	321,800	88	321,800
73	242,900	89	242,900	85	298,000	89	298,000	85	322,000	89	322,000
74	243,200	90	243,200	86	298,500	90	298,500	86	322,300	90	322,300
75	243,500	91	243,500	87	299,000	91	299,000	87	322,600	91	322,600
76	243,700	92	243,700	88	299,300	92	299,300	88	322,900	92	322,900
77	243,900	93	243,900	89	299,700	93	299,700	89	323,100	93	323,100
78	244,200	94	244,200	90	300,200	94	300,200	90	323,400	94	323,400
79	244,500	95	244,500	91	300,700	95	300,700	91	323,700	95	323,700
80	244,700	96	244,700	92	301,200	96	301,200	92	323,900	96	323,900
81	244,900	97	244,900	93	301,500	97	301,500	93	324,100	97	324,100
82	245,200	98	245,200	94	301,900	98	301,900	94	324,400	98	324,400
83	245,400	99	245,400	95	302,400	99	302,400	95	324,700	99	324,700
84	245,700	100	245,700	96	302,900	100	302,900	96	324,900	100	324,900
85	245,900	101	245,900	97	303,300	101	303,300	97	325,100	101	325,100
86	246,100	102	246,100	98	303,700	102	303,700				
87	246,400	103	246,400	99	304,000	103	304,000				
88	246,700	104	246,700	100	304,300	104	304,300				
89	246,900	105	246,900	101	304,600	105	304,600				
90	247,200	106	247,200	102	305,000	106	305,000				
91	247,500	107	247,500	103	305,300	107	305,300				
92	247,700	108	247,700	104	305,700	108	305,700				
93	247,900	109	247,900	105	306,000	109	306,000				
94	248,200	110	248,200	106	306,400	110	306,400				
95	248,500	111	248,500	107	306,800	111	306,800				
96	248,700	112	248,700	108	307,100	112	307,100				
97	248,900	113	248,900	109	307,300	113	307,300				
98	249,200	114	249,200	110	307,600	114	307,600				
99	249,500	115	249,500	111	307,900	115	307,900				
100	249,700	116	249,700	112	308,100	116	308,100				
101	249,900	117	249,900	113	308,300	117	308,300				
102	250,200	118	250,200	114	308,600	118	308,600				
103	250,500	119	250,500	115	308,900	119	308,900				
104	250,700	120	250,700	116	309,100	120	309,100				
105	250,900	121	250,900	117	309,300	121	309,300				
				118	309,600	122	309,600				
				119	309,900	123	309,900				
				120	310,100	124	310,100				
				121	310,300	125	310,300				
				122	310,600	126	310,600				
				123	310,900	127	310,900				
				124	311,100	128	311,100				
				125	311,300	129	311,300				
				126	311,600	130	311,600				
				127	311,900	131	311,900				
				128	312,100	132	312,100				
				129	312,300	133	312,300				